

御嵩町学校給食センター調理等業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年12月6日

御嵩町

教育委員会 学校教育課

# 御嵩町学校給食センター調理等業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 第1 事業目的

本要領は、御嵩町学校給食センター調理等業務の委託を行うにあたり、業務の目的及び内容等が最も適した事業者を選定することを目的とします。

本事業は、令和6年度の御嵩町当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、本事業は当該予算成立後に効力が生じます。そのため、当該予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、御嵩町においては、その損害について一切負担しません。

### 第2 募集の内容

#### 1 業務名

御嵩町学校給食センター調理等業務委託

#### 2 履行場所

##### ①御嵩町学校給食センター

御嵩町中2628番地40

##### ②御嵩町立小中学校

(1) 上之郷小学校 御嵩町宿2002番地

(2) 御嵩小学校 御嵩町中2628番地

(3) 伏見小学校 御嵩町伏見489番地

(4) 上之郷中学校 御嵩町中切1785番地

(5) 向陽中学校 御嵩町御嵩1306番地

##### ③可見市・御嵩町中学校組合立

(1) 共和中学校 御嵩町伏見1875番地1

### 3 事業規模

#### ①御嵩町学校給食センター

(令和4年度平均調理食数 約1,440食/日)

#### ②御嵩町立小中学校

(1) 上之郷小学校 (約85食/日)

(2) 御嵩小学校 (約530食/日)

(3) 伏見小学校 (約340食/日)

(4) 上之郷中学校 (約50食/日)

(5) 向陽中学校 (約265食/日)

③ 可見市・御嵩町中学校組合立

(1) 共和中学校 (170食/日)

※食数については現時点での見込みであり、変更する場合があります。

#### 4 業務内容

学校給食センターにおいて食材を調理し、配送等を行う業務

※詳細は、「御嵩町学校給食センター調理等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)、 「調理・施設管理等作業基準書」(以下「基準書」という。)及び「食物アレルギーの対応について」(平成31年3月改訂御嵩町学校給食センター)によります。

#### 5 履行期間

契約締結日から令和11年7月31日まで。

※業務委託期間 令和6年8月1日から令和11年7月31日まで。

※業務引継期間 契約締結日から令和6年7月31日まで。

#### 6 委託料の上限額

総額 366,300,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

(令和6年度(8月～3月)46,200,000円

令和7年度 71,500,000円

令和8年度 72,600,000円

令和9年度 74,800,000円

令和10年度 75,900,000円

令和11年度(4月～7月)25,300,000円)

※委託料に係る消費税及び地方消費税額は、契約締結日を基準日として算出した額であり、業務期間中税率に変更があった場合は、発注者はその増額分を負担するものとします。

### 第3 プロポーザルに係る事項

#### 1 プロポーザル参加の要件

- ① 学校給食法(昭和29年法律第160号)に規定する学校給食調理業務について、過去3年以内に1施設の調理食数が、1日当たり1,000食以上の共同調理調理場方式で業務実績がある事業者であること。
- ② 過去3年以内に、食品衛生法(昭和22年法律第230号)に基づく営業の禁止もしくは停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適切な衛生対応の確認ができる場合を除く。
- ③ 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- ④ 製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険(PL保険)に加入している又は契約日までに加入す

- ることが可能な者であること。
- ⑤ 業務を確実かつ円滑に遂行できる専門的能力のある従事者と実績・ノウハウを有するとともに、経営基盤が安定しており、「仕様書」及び「基準書」及び「食物アレルギーの対応について」（平成31年3月改訂御嵩町学校給食センター）に基づき確実に遂行できること。
  - ⑥ 国税、県税、市町村税を滞納していない者であること。
  - ⑦ 学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知、労働基準及び労働安全などの労働関係法令を遵守できること。
  - ⑧ 御嵩町の競争入札参加資格者名簿に登録のある者であること。
  - ⑨ 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
  - ⑩ 御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年御嵩町訓令第41号)に基づく入札参加資格措置を、プロポーザル参加申し込み期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる排除措置要件に該当しないこと。
  - ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てをした状態にないこと。
  - ⑫ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
  - ⑬ 学校給食に深い理解を有し、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食の目標達成に協力的であること。

## 2 企画提案書の作成

企画提案書は、「別表 御嵩町学校給食センター調理等業務委託「プロポーザル評価基準表」の評価内容を含めた内容で簡潔にまとめてください。

なお、企画提案書は、日本工業規格 A4（一部 A3 判資料折込使用可）とします。また、企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

## 3 提出書類

御嵩町学校給食センター調理等業務委託公募型プロポーザル様式集より

書 類 名	様式番号	提出部数
参加表明書兼誓約書	様式第1号	1部
企画提案書表紙	様式第2号	
会社概要	様式第3号	
会社の経営状況に関する報告書 ※直近の決算報告書を添付すること	任意様式	

給食受注実績 ※1	様式第4号	
1・学校給食に対する基本的な考え方に対する提案	様式第5号	7部
2・調理業務に関する提案		
3・衛生管理体制に関する提案		
4・事故・災害発生時の緊急時における対応に関する提案		
5・責任者、副責任者及び従事者配置体制に関する提案		
6・従事者に対する巡回指導及び研修計画に関する提案		
7・受注から給食開始当初までの研修計画に関する提案		
8・学校・栄養教諭・養護教諭と連携した食育授業への協力に関する提案		
見積書	様式第6号	1部
質問書 ※2	様式第7号	1部
現場見学会参加申込書 ※3	様式第8号	1部
参加辞退届 ※4	様式第9号	1部

※1「1 プロポーザル参加の要件①」を満たすことが分かる内容にすること。

※2 質問がある場合に限り提出すること。

※3 現場見学会参加希望者に限り提出すること。

※4 プロポーザル参加辞退者に限り提出すること。

#### 4 プロポーザルの手続等

##### (1)スケジュール

項目	日程
① 実施要領等の公表・配布	令和5年12月8日(金)～令和6年1月19日(金)
② 現場見学会参加申込書(様式第8号)受付期間	令和5年12月8日(金)～令和5年12月15日(金)
③ 現場見学会	令和5年12月20日(水)
④ 質問書(様式第7号)受付期間	令和5年12月8日(金)～令和5年12月27日(水)
⑤ 質問に対する回答	令和6年1月10日(水)

⑥ 参加表明書兼誓約書(様式第1号) 受付期間	令和5年12月22日(金)～令和6年1月19日(金)
⑦ 企画提案書(様式第2号～6号)等 受付期間	令和5年12月22日(金)～令和6年1月19日(金)
⑧ プレゼンテーション、ヒアリング及び 評価委員会	令和6年2月上旬ごろ(予定)
⑨ 審査結果の通知・公表	令和6年2月中旬ごろ(予定)

## (2) 実施要領等の公表・配布

### ① 公表・配布期間

令和5年12月8日(金)～令和6年1月19日(金)

午前10時00分～午後4時00分

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

### ② 配布場所

御嵩町教育委員会学校教育課業務係

〒505-0121 可児郡御嵩町中 2628 番地 40 御嵩町学校給食センター

※実施要領等は、御嵩町のホームページからも入手できます。

御嵩町ホームページ(<https://www.town.mitake.lg.jp>)>事業者トップページ  
>事業者向け情報>募集>プロポーザル方式等の募集・結果公表

※郵送での配布は行いません。

## (3) 現場見学会の開催、実施要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

### ① 現場見学会の開催

場所 御嵩町学校給食センター

日時:令和5年12月20日(水)午後1時30分

### ② 現場見学会参加申込書受付期間

令和5年12月8日(金)～令和5年12月15日(金) 午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

現場見学会に参加希望の者は、現場見学会参加申込書(様式第8号)をファックス又は電子メールにて事務局宛に提出してください。

※提出した場合は、届いていることを電話にて確認してください。現場見学会実施日時等については、現場見学会参加申込書に記載されたメールアドレスに、通知します。その際、発注者からの通知受領の確認メールを送信してください。

現場見学会に参加する者は、3人までとし、衛生管理の観点より、直近の検便の検査証明書を当日持参してください。

場内では、マスクを着用してください。

※調理場内は入場不可。2階会議室からのみ中の状況を見学が可能です。

※現場見学会では、質問の受付はいたしません。質問がある場合は、質問書に

より質問してください。

※各学校における配膳の現場説明、現場見学は行いません。

③ 質問書受付期間

令和5年12月8日(金)～令和5年12月27日(水) 午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

④ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式第7号)を事務局宛てにファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付して提出してください。

※提出した場合は、届いていることを電話にて確認してください。

FAX 0574-67-6750

電子メールアドレス kyusyoku@town.mitake.lg.jp

⑤ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、御嵩町ホームページにて公開します。

御嵩町ホームページ(<https://www.town.mitake.lg.jp>)>事業者トップページ>事業者向け情報>募集>プロポーザル方式等の募集・結果公表

#### (4) プロポーザル参加表明書兼誓約書の受付

① 参加表明書兼誓約書受付期間

令和5年12月22日(金)～令和6年1月19日(金)  
午前9時～午後4時  
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加表明書兼誓約書(様式第1号)を事務局まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和6年1月19日(金)午後4時必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

参加表明書兼誓約書書(様式第1号)

#### (5) 企画提案書類の受付

① 受付期間

令和5年12月22日(金)～令和6年1月19日(金)  
午前9時～午後4時  
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、企画提案書(様式第2号～6号)を事務局まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和6年1月19日(金)午後4時必着となります。また、郵

送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式第2号）

イ 会社概要（様式第3号）

ウ 会社の経営状況に関する報告書（任意様式）※直近の決算報告書を添付

エ 給食受注実績（様式第4号）「1 プロポーザル参加の要件①」を満たすことが分かる内容にすること。

オ 提案書（様式第5号）

1・学校給食に対する基本的な考え方に対する提案

2・調理業務に関する提案

3・衛生管理体制に関する提案

4・事故・災害発生時等の緊急時における対応に関する提案

5・責任者、副責任者及び従事者配置体制に関する提案

6・従事者に対する巡回指導及び研修計画に関する提案

7・受注から給食開始当初までの研修計画に関する提案

8・学校・栄養教諭・養護教諭と連携した食育授業への協力提案

カ 見積書（様式第6号）

④ 注意事項

御嵩町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出された書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

オ 評価委員会構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合

ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。



- ④ 提出書類の変更の禁止  
提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微なものを除く）。
- ⑤ 返却等  
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担  
企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべての参加者の負担とします。
- ⑦ その他
  - ア プロポーザル参加表明書兼誓約書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。
  - イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとします。
  - ウ 提出された企画提案書等は、御嵩町情報公開条例（平成8年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
  - エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価委員会開催日前日の午後4時までに、参加辞退届（様式第9号）を事務局に持参又は郵送により提出してください。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

#### (7) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

【事務局】〒505-0121 可児郡御嵩町中 2628 番地 40 御嵩町学校給食センター  
御嵩町教育委員会学校教育課業務係 担当：小池 誠治  
TEL 0574-67-0238  
FAX 0574-67-6750  
電子メールアドレス kyusyoku@town.mitake.lg.jp

(注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、FAX又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(注意2) メール送信の際は、件名に「御嵩町学校給食センター調理等業務委託」と記した上で、内容を簡潔に明記してください。

## 第4 評価に係る事項

### 1 評価方法等

提案の評価は、町が別に定める構成員により組織された「御嵩町学校給食センター調理等業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という）が行います。なお、提案者の評価に当たっては、評価項目（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

## 2 プロポーザル評価委員会

### (1) 開催日

令和6年2月上旬（予定）

### (2) 開催場所

御嵩町役場北庁舎中会議室（予定）

### (3) 企画提案の所要時間

- ① プレゼンテーション 30分～40分程度
- ② 評価委員会構成員からの質疑 10分程度

### (4) 注意事項

- ① 開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ② 提案の順番については、企画提案書の受付順とします。
- ③ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ④ 参加人数は3名までとしてください。
- ⑤ プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ⑥ パソコン等を使用する場合は、参加者で準備をしてください。  
プロジェクター、スクリーンは発注者で準備します。
- ⑦ 指定の時間に遅れた場合、評価対象としません。
- ⑧ 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。

## 3 評価項目及び評価基準

別表 御嵩町学校給食センター調理等業務委託「プロポーザル評価基準表」のとおりとします。

## 4 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価委員会構成員が評価・採点し、各評価委員会構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

順位点は下表のとおり、基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

なお、評価点と同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数で除して得られる点数とします。

## 5 同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い

各評価委員会構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、各評価委員会構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

## 6 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者としてします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がない場合は、再度公募を実施します。

## 7 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、以下の内容を御嵩町ホームページで公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
  - ② 全提案者の名称（申込順）
  - ③ 全提案者の評価点（得点順）（2位以下の提案者の名称は非公表。）
  - ④ 最優秀提案者の選定理由
  - ⑤ 評価委員会構成員の氏名
  - ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

## 第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と町が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と町との協議により最終的に決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と町との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において、その総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

また、委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、委託元（発注者）である御嵩町に帰属するものとします。

契約締結日から令和6年7月31日までの間は、業務引継に係る期間とします。業務引継に係る委託費は発生しないものとします。また、この期間中に発生する費用は受注者が負担するものとします。

## 第6 業務の適正な実施に関する事項

### 1 関係法令の遵守

受託者は、学校給食法、食品衛生法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金

法、その他関係法令等を遵守してください。

## 2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

## 3 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、厳重に注意してください。

## 4 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

## 5 事業報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、直ちに委託業務完了届、事業実施報告書を町に提出してください。

## 第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、町は契約の取消しができます。この場合、町に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、町及び受託者双方の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

## 第8 その他

契約候補者が、御嵩町から御嵩町競争入札参加資格停止措置要領及び御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価委員会の会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合、原則として契約を解除します。

## 第9 問い合わせ及び各種書類の提出先

【事務局】〒505-0121 可児郡御嵩町中 2628 番地 40 御嵩町学校給食センター  
御嵩町教育委員会学校教育業務係 担当：小池 誠治  
TEL 0574-67-0238  
FAX 0574-67-6750  
電子メールアドレス kyusyoku@town.mitake.lg.jp

別表 御嵩町学校給食センター調理等業務委託「プロポーザル評価基準表」

評価項目及び評価内容		評価点				
評価項目		優良	良	普通	やや劣	劣
<b>1 財務健全性、業務実績（10点）</b>						
①	経営母体の経営状態は健全か	5	4	3	2	1
②	学校給食センターの業務実績はどの程度あるか	5	4	3	2	1
<b>2 学校給食に対する基本的事項について（10点）</b>						
①	学校給食を提供するための基本的な考え方	10	8	6	4	2
<b>3 調理業務の提案（10点）</b>						
①	学校給食センターにおける調理業務の提案	10	8	6	4	2
<b>4 衛生管理体制（10点）</b>						
①	学校給食における衛生管理体制	10	8	6	4	2
<b>5 緊急時における対応（10点）</b>						
①	事故・災害発生時の緊急対応、異物混入・給食物資の異常等の対応	10	8	6	4	2
<b>6 責任者、副責任者及び従事者の配置体制（10点）</b>						
①	業務責任者、業務副主任者等の資格・配置はできているか 従事者の確保及び適正配置、代替員の確保ができているか	10	8	6	4	2
<b>7 従事者への巡回指導、研修計画（10点）</b>						
①	本部からの巡回指導体制、従事者に対する研修計画はできているか。	10	8	6	4	2
<b>8 業務開始当初までの研修計画（10点）</b>						
①	受注から給食開始当初までの研修計画、給食開始当初の運営安定化対策	10	8	6	4	2
<b>9 学校・栄養教諭・養護教諭と連携した食育授業への協力に関する提案（10点）</b>						
①	学校・栄養教諭・養護教諭と連携した食育授業への協力提案がなされているか	10	8	6	4	2

評価項目及び評価内容	評価点				
評価項目	優良	良	普通	やや劣	劣
<b>10 見積額 (10点)</b>					
①価格点 = (1 - 見積金額 ÷ 提案上限額) × 10 (上限10点) ※小数点切り捨て					
<b>合計 (100点)</b>					

※基準点について：評価委員の評価点の合計の6割に満たなかったものは選外とする。